

移行法人の業務運営と監督

令和6年度 福岡県 行政経営企画課

1. 移行法人の業務運営と監督の概要

移行法人は、公益目的支出計画履行期間中は、公益目的支出計画を適正に履行し、必要な範囲において、認可行政庁の監督を受ける

※関連法令

機関及び運営等：一般法人法

義務及び監督等：整備法

※ 資料1「移行後の法人の業務運営と監督について」p13参照

2. 移行法人に対する監督の制度・考え方

公益目的支出計画の履行にあたり、必要に応じて、報告や対応等を求める場合あり

⇒ 計画の適切な履行に疑義がある場合、立入検査や報告聴取を行う

3. 移行法人に関する留意事項

- 行政庁への主な提出書類
 - 公益目的支出計画実施報告書等〈毎年度〉 ※ 整備法第127条
 - 変更認可・変更届出 〈該当する場合のみ〉 ※ 整備法第125条

- 決算承認の理事会と社員総会（評議員会）の実施時期
⇒ 中2週間空けなければならない ※ 法人法第129条